

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額



令和8年4月1日施行

7 =					
	反則	行為の種類	反則金の額 (円)		
携剂	声電話使用等	(保持) ※1	12,000		
放置駐車違	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000		
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000		
	駐車禁止	高齢運転者等専用場所等	11,000		
莡	場所等	高齢運転者等専用場所等以外	9,000		
遮胜	断踏切立入り		7,000		
速 度 2	25km以.	25km以上30km未満			
	20km以上25km未満		10,000		
	15km以上20km未満		7,000		
)CE	15km未満		6,000		
駐	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000		
停		高齢運転者等専用場所等以外	7,000		
車違反	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000		
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000		
= -) (m. →⊟	赤色等	6,000		
165	子無視	点滅	5,000		
通行	可区分違反				
追越し違反					
踏切不停止等					
交割	6,000				
環状交差点安全進行義務違反					
横胜					
安全	企運転義務違	反			
通行	丁禁止違反				
歩行	丁者用道路徐	行違反			
歩行	亍者等側方通	過義務違反			
急力	ブレーキ禁止	違反			
法只	P横断等禁止	違反			
路面電車後方不停止					
優先道路通行車妨害等					
環状交差点通行車妨害等					
徐行場所違反					
指定場所一時不停止等 5,000					
幼児等通行妨害					
安全					
被側方通過車義務違反					
通行帯違反					
道路外出右左折合図車妨害					
指定横断等禁止違反					
車間距離不保持					
進路変更禁止違反					
追い	1付かれた車	両の義務違反			

	卫和8年4月		200
反則行為	もの種類		反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害			
割込み等			
交差点右左折等合図車	妨害		
交差点優先車妨害			
緊急車妨害等			
交差点等進入禁止違反			
無灯火			
減光等義務違反			
合図不履行	*	% 1	
合図制限違反	*	% 1	5,000
警音器吹鳴義務違反	*	% 1	5,000
乗車積載方法違反			
軽車両整備不良			
自転車制動装置不良			
泥はね運転			
転落等防止措置義務違	反		
転落積載物等危険防止	措置義務違反		
安全不確認ドア開放等			
停止措置義務違反			
公安委員会遵守事項違	反		
通行許可条件違反			
歩道徐行等義務違反	%	% 2	
路側帯進行方法違反			
並進禁止違反			
軌道敷内違反			
道路外出右左折方法違	反		
交差点右左折方法違反			3,000
環状交差点左折等方法	違反		
軽車両乗車積載制限違	反		
制限外許可条件違反			
原付等牽引違反			
自転車道通行義務違反	»	% 2	
警音器使用制限違反			
※1 自転車が対象(自転車	1以外の軽車而を除く`	※2 禁酒白	転車が対象

※1 自転車が対象(自転車以外の軽車両を除く)※2 普通自転車が対象



一定期間内に反則金を納めるこ とで刑事罰が科されない制度

反則行為の告知 (青切符・納付書の交付)





完結 刑事手続等に移行